# 身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人キングス・ガーデン東京

# 1.身体拘束適正化に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

① 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

② 緊急やむを得ない場合の定義

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がない場合

一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

# 【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ・徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型 の手袋等をつける
- ・車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力の有る人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- ・脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する

# 2.身体拘束適正化に向けての基本方針

① 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

② やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。また身体拘束を行った場合はその態様を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力をします。

③ 日常における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・利用者主体の行動、尊厳ある生活に努めます
- ・言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます
- ・利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応を します
- ・利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。
- ・万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討します
- ・拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な生活を実現できるよう努めます

#### 3.身体拘束適正化に向けた体制

身体拘束適正化検討委員会の設置

当施設では、身体拘束の適正化に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置します。

- ① 設置目的
  - ・施設内での身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
  - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
  - ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
  - ・身体拘束適正化に関する職員全体への指導
- ② 身体拘束適正化検討委員会の構成員と役割
  - ·施設長(責任者)

身体拘束適正化検討委員会の総括管理

ケア現場の総括責任

•医師

医療行為への対応

看護職員との連携

•看護師

医師との連携

施設における医療行為の範囲の整備

重度化する利用者の状態観察

記録の整備

•生活相談員、介護支援専門員

身体拘束適正化に向けた職員教育

医療機関、家族との連絡調整

家族の意向に添ったケアの確立

記録の整備

・栄養十

経鼻・経管栄養から経口への取組みとマネジメント

利用者の状態に応じた食事の工夫

·介護職員

拘束がもたらす弊害を正確に認識する

利用者の尊厳を理解する

利用者の疾病、障害等による行動特性の理解

利用者個々の心身の状態の把握

利用者とのコミュニケーション 正確な記録

- ③身体拘束適正化検討委員会の開催
  - ・3 か月に1 回開催
  - ・必要時に随時開催

# 4.やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

# ① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要素すべてを満たしているかどうかについて検討、確認します。要件を検討、確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。また適正化に向けた取組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

#### ② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、 十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、 事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

#### ③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用様式を用いてその態様を記録します。また身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は2年間保存します。

④ 拘束の解除

再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除します。その際には本人・家族に報告します。

### 5.身体拘束適正化・改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束適正化と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な研修(年2回)の実施
- ② 新任職員に対する、身体拘束適正化および改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

# 6.附則

① この指針は平成30年3月1日より実施します。